

## 平成26年度使用料等の見直しについて

公共施設の使用料及び利用料金（以下「使用料等」といいます。）については、平成19年度及び20年度において統一的な基準による見直しが行われ、平成21年4月1日から現在の使用料等の額となっています。（一部の使用料等の額は、平成26年4月の消費税率の引き上げに伴う増額をしています。）

前回の見直しから平成25年度で5年を経過しており、その間の行政コストの変動、社会経済状況の変化などに対応するため、平成26年度において使用料等の見直しを行います。

今回の使用料等の見直しは、原則として、前回使用料を見直した際の基準を踏襲して行うこととしますが、負担の公平性の徹底と市民利用の促進を図るため、改めて「使用料等見直しに関する基本方針」を策定し、取組を進めることとします。

今回の意見募集では、これから策定する「使用料等見直しに関する基本方針」で定める使用料等の見直しの内容、対象施設等について意見を求めます。

### ■ 使用料等の見直しの内容

今回の使用料等の見直しで取り扱う主な内容は、次の4点です。

- ① 行政コストの変動への対応
- ② 使用料等の算定額の端数計算の見直し（100円単位から10円単位へ）
- ③ 市外利用者割増率の変更（50%から100%へ）
- ④ 朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用

#### ① 行政コストの変動への対応

市が公共施設を運営していくためには、土地の取得、建物の建築など施設を設置するための経費、人件費や維持管理費など施設を管理運営するための経費、大規模修繕費など施設を保全するための経費がかかります。これらの経費を総じて行政コストといえます。

行政コストのうち施設を管理運営するための経費は、公共施設における管理運営体制又は業務内容の変更や設備の経年劣化、物価の変動等により一定の変動が見込まれます。

そのため、今回の使用料等の見直しでは、施設の管理運営に係る経費である「人件費」と「維持管理費」を対象として行政コストを算定し、使用料等の額に反映することとします。

※行政コストの対象とする経費の考え方は、前回の使用料見直しの考え方と同様です。

## ② 使用料等の算定額の端数計算の見直し

前回の使用料の見直しでは、行政コスト等から算出した使用料等の算定額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、100円単位で使用料を設定していましたが、平成26年度の消費税率引き上げに伴う使用料等の改正において、消費税を適正に転嫁するため10円単位で使用料等を設定したこと、また、施設利用者に対する負担の公平性の徹底の観点から、今回の使用料等の見直しでは、算出した使用料等の算定額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、10円単位で使用料等を設定することとします。

### ※端数計算の例

今回	：	算定額	432円	→	使用料等	430円	(10円未満切捨て)
前回	：	算定額	432円	→	使用料等	400円	(100円未満切捨て)

## ③ 市外料金（市外利用者割増率）の変更

公共施設を設置するための土地の取得や建物の建築などに係る経費は、市民の税金により負担されています。また、施設の管理運営に係る経費についても、全てを使用料等の収入により賄えていないため、税金による負担が生じています。

公共施設は、市民以外も利用することができるため、税金を負担し、かつ、利用する際に使用料等を負担する市民利用者と、使用料等だけを負担する市外利用者の使用料の額が同じでは、負担の公平性を欠くことから、市外利用者割増率を設定し、市外料金を適用しています。

現在、多くの公共施設では市外利用者割増率を50%としていますが、使用料等の算出根拠となる行政コストに対して、使用料等により負担している割合が低いことから、さらなる負担の公平性の徹底と市民利用の促進を図るため、市外利用者割増率を100%に変更します。

### ※割増率適用の例

今回	：	通常料金	400円	→	市外利用者	800円	(割増率100%)
従前	：	通常料金	400円	→	市外利用者	600円	(割増率50%)

## ④ 朝霞市、志木市又は新座市在住、在勤、在学者への市外料金の適用

これまで、朝霞地区4市の広域行政の観点から「朝霞市、志木市又は新座市に居住し、又は同3市内に勤務し、若しくは通学する者」については、市外割増率を適用していませんでした。

しかしながら、朝霞市、志木市及び新座市の公共施設では、市外割増率を適用しない旨の規定をすでに廃止しており、和光市民が施設を利用する場合は市外料金が適用されていることから、和光市においても市外割増率を適用し、市外料金を徴収することとします。

## ■ 見直しの対象施設

今回の使用料等の見直しの対象施設は、市民文化センター、地域福祉センター、地域センター（6館）、コミュニティセンター（4館）、勤労福祉センター、総合体育館、学校運動場夜間照明施設、運動場、武道館、庭球場、公民館とします。

なお、児童センターのプールは利用が停止されていることから、駅南口自転車駐車場は個別に見直しが予定されていることから、今回の考え方に基づく見直しの対象施設から除きます。

## ■ 利用者負担の徹底及び減免対象の整備

公共施設の多くが建築から相当期間を経過し、今後大規模修繕や建て替えなど施設を保全するため多額の費用が必要になります。本来であれば、この施設保全のための経費も含めて行政コストを算定して使用料等の額を定め、利用者に適正な負担を求めるべきですが、これは施設の存続を前提とした取組であるため、施設の存廃等の方向性を決定する公共施設の再編の取組を先に行う必要があります。

また、現在多くの施設において使用料等が減免され、行政コストに応じた使用料等が徴収されていません。今後も施設を維持していくためには減免の対象を見直し、利用者負担の徹底を図る必要があります。

和光市においても、この先公共施設の再編の取組を予定しており、施設の存続が不明確な現状において利用者に負担を求めることは、施設がこの先も存続するとの誤解を与え、あるいは、利用者に過度の負担が生じるおそれがあります。

そのため、施設保全のための経費の負担を利用者に求めること、減免対象を見直すことについては、公共施設の再編の取組後に、この先も維持する施設を対象に改めて取り組むこととし、今回の見直しでは取り扱わないこととします。

## ■ 使用料等の見直しスケジュール

平成26年 5月 ・使用料等の見直し内容について、意見募集を実施

5～6月 ・各公共施設の行政コストの算定

7～9月 ・意見募集の意見等を踏まえて「使用料等見直しに関する基本方針（案）」を作成

・「使用料等見直しに関する基本方針（案）」に関する説明会、パブリックコメントの実施

10月 ・「使用料等見直しに関する基本方針」の決定

12月 ・使用料等の見直しに係る議案を12月議会に上程

平成27年4月1日～ ・見直し後の使用料等の適用